

北海道テニポン協会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、北海道テニポン協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を様似町大通1丁目2番地、様似町スポーツセンター内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、加盟団体の密接な連携のもとに、「テニポン」の普及、振興を図り、広く交流を深め健康で明るい豊かな社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) テニポンの普及、振興のための連絡および調整に関すること。
- (2) 講習会、研修会等に関すること。
- (3) 各種大会の開催、後援に関すること。
- (4) 各団体の親睦と交流に関すること。
- (5) その他、本会の目的達成に必要なこと。

第3章 加 盟 団 体

(加盟団体)

第5条 本会は、会の趣旨に賛同する団体をもって組織する。

(加 盟)

第6条 加盟団体の加入は、理事会の議決によって決定する。

(脱 退)

第7条 加盟団体の脱退は、理事会の議決によって決定する。

第4章 役員・評議員等

(役 員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- | | | | | | |
|-----------|-----|----------|-------|----------|----|
| (1) 名誉会長 | 1人 | (4) 理事長 | 1名 | (7) 監 事 | 2名 |
| (2) 会 長 | 1人 | (5) 常任理事 | 若干名 | (8) 事務局長 | 1名 |
| (3) 副会長 | 若干名 | (6) 理 事 | 各団体代表 | (9) 会 計 | 1名 |
| (10) 専門部長 | 若干名 | | | | |
- 2 名誉会長は様似町長がその任にあたる。
 - 3 会長、事務局長、会計は様似町より選出する。

(役員を選任)

第9条 副会長は、評議員会において推挙する。

- 2 会長及び副会長は、就任と同時に理事となる。
- 3 理事長、事務局長は、会長が指名し評議員会の承認を得る。就任と同時に理事となる。
- 4 理事の選任は、次による
 - (1) 各加盟団体が選任した者 1名
 - (2) この会の運営に関し、知識経験を有する者で会長の指名による者 1名

- 5 監事は、評議員会において選任する。
- 6 常任理事は、理事の互選によって選任する。

(役員の仕事)

- 第10条 会長は、本会を代表し本会の業務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。
 - 3 理事長は、会長を補佐し理事会の議決に基づいて日常の業務を掌理し、会長、副会長とともに事故あるときは、その職務を代理する。
 - 4 常任理事は、理事会を組織し、この会の業務を議決し、執行する。
 - 5 理事は、理事会を組織し、この会の業務を議決し、執行する。
 - 6 事務局長は会長の名を受け、会務を処理する。
 - 7 会計は本会の経理事務を担当する。

(監事の仕事)

- 第11条 監事は、本会の業務及び財務に関し、次に掲げる職務を行う。
- (1) 本会の財産の状況を監査する。
 - (2) 財産の状況または業務執行につき不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告する。
 - (3) 前号の報告を行うため必要があるときは、理事会の招集を請求することができる。
- 2 監事は、理事会等に出席して意見をのべることができる。

(役員の仕事)

- 第12条 本会の役員の仕事は、2年とし、再任は妨げない。
- 2 補充役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員はその人気満了後でも後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。
 - 4 役員が本会の役員としてふさわしくない行為をしたとき、または役員に特別の事情があるときは、その任期中にかかわらず、理事会の議決の同意により、解任することができる。

(評議員)

- 第13条 本会の加盟団体は、各団体ごとに評議員1名を選任する。
- 2 評議員が役員に選任された場合は、その資格を失う。
 - 3 評議員の仕事は、第12条の規定を準用する。この場合、同条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替える。

(評議員の仕事)

- 第14条 評議員は、評議員会を組織して、この規定を定める事項を審議するほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し必要と認める事項を助言する。

(顧問及び相談役)

- 第15条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、理事会の議決により、会長が委嘱する。
 - 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、意見を述べる。

第5章 会 議

(総会)

- 第16条 総会は年1回とし、会長が招集する。
- 2 総会は、加盟団体各1名の代表者をもって構成する。
 - 3 総会は、加盟団体の代表者の3分の2以上の出席者をもって成立する。ただし、委任状の提出者は出席者とみなす。
 - 4 総会は次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画、収支予算及び決算に関すること。

- (2) 役員を選出
- (3) 規約の改廃，諸規程の制定に関すること。
- (4) その他，重要事項に関すること。

(理事会)

- 第17条 理事会は必要に応じ会長が招集する。理事の3分の1以上の者から特に請求があったときは，会長は速やかに理事会を招集しなければならない。
- 2 理事会の議長は会長とする。
 - 3 理事会は，理事の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし，委任状の提出者は出席者とみなす。
 - 4 理事会の議決は出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長が決する。

(評議員会)

- 第18条 評議員会は，本会に関する重要事項を評議する。
- (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 役員を選出
 - (4) その他，本会の運営に関する重要事項で会長が必要と認めたこと
- 2 評議員会は，毎年1回会長が招集する。ただし，会長が必要と認めたときは，臨時に招集することができる。
- 3 第17条の規定は，評議員会について準用する。これらの規定中「理事」とあるのは「評議員」と、理事会とあるのは「評議員会」と読み替える

第6章 専 門 部

(専門部)

- 第19条 本会に専門部を設け必要な事項は規則で定める。

第7章 事 務 局

(事務局)

- 第20条 本会の事務を処理するために事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長を置く
 - 3 事務局長は会員の中から会長が任命する。
 - 4 事務局長はすべての会議に出席し資料を提供し意見を述べることができる。

第8章 会 計

(経費)

- 第21条 本会の経費は次によりまかなうものとする。
- (1) 事業に伴う収入
 - (2) その他の収入

(事業年度)

- 第22条 本会の事業年度は，毎年4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

附 則

この規約は，平成10年11月3日から施行する。